

第9回農業委員会定例会（議事録）

1. 日 時	令和元年9月30日（月）	午前 10時 00分	午前 時 分
2. 場 所	竹原市民館 2階 第2, 3会議室		
3. 出席農業委員	1 西野委員, 2 赤坂委員, 3 石本委員, 4 山元委員, 5 祐本委員		
欠席農業委員			
出席推進委員	大藤推進委員, 建山推進委員, 半田推進委員, 沖野推進委員, 岡田推進委員, 土居民喜推進委員, 土居敏一推進委員, 吉木推進委員, 山元推進委員, 渡橋推進委員, 亀田推進委員, 山本推進委員, 佐伯推進委員		
欠席推進委員	下垣内推進委員		
4. 説明員	國川事務局長, 木原係長, 鳥本主任主事, 山田主事, 佐藤主事		
5. 審議案件	議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第41号 非農地証明申請について 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について		

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和元年第9回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、3番山元禮子委員を指名いたします。 それでは、日程第1、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。1番の申請地は、吉名町字毛木下1146番1、1205番2、1205番6、1206番、毛木1243番1の5筆、地目は畑、面積は計1,235㎡です。営農計画は一般野菜です。経営面積は約50.7aで吉名町の下限面積10aを満たしています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った吉木 徹推進委員から補足説明をお願いします。
吉木 徹 推進委員	申請地は、吉名町の国道185号の毛木踏切前交差点より北西に約250m付近及び北東に約150m付近にあります。申請の事由は、申請者はいずれも20年以上前から申請地を借りて野菜を耕作しており、譲渡人から相談を受けたため所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、耕作されていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の2～3ページをご覧ください。2番の申請地は、福田町字宮脇2978番、字中田3101番、3103番、3104番、字堂沖1126番2、字西新畑1209番の6筆、地目は田が4筆、畑が2筆、面積は計2,684㎡です。営農計画は水稻及び野菜です。経営面積は約26.8aで福田町の下限面積10aを満たしています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山本 茂明推進委員から補足説明をお願いします。
山元 茂明 推進委員	申請地は、大乘駅から北東に約400m及び北東に約800m付近にあります。申請の事由は、申請者はいずれも以前から所有者の兄に申請地を借りて水稻及び野菜を耕作しており、兄の死亡に伴い、遺言に従って所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、一部は耕作をされていました。申請者は遺言により遺言執行者として指定されており、申請地について単独で申請手続きを行うことが可能です。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第2，議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ，参考資料の4ページをご覧ください。申請地は，田万里町字次郎丸1425番4の1筆，地目は田，面積が65㎡です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。申請地は，既に車の方向転換用地及び駐車場として使用されており，申請者からこの度の無断転用に至った経緯について始末書の提出があり，申請者は農地法を十分に理解しておらず，今後このような事態にならないよう関係法令の規定を守る旨誓約し深く反省しています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った建山昭一推進委員から補足説明をお願いします。
建山 昭一 推進委員	申請地は，田万里郵便局から北西に約300m付近にあります。申請事由は，車の方向転換用地及び駐車場を整備するために申請されたものです。現地確認時，既に車の方向転換用地及び駐車場として使用されていました。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第3，議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ，参考資料の5ページをご覧ください。申請地は，下野町字西上条2696番の1筆，地目は田，面積が1,467㎡です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。

土居 敏一 推進委員	申請地は、東野小学校から南東に約 800m付近にあります。申請の事由は、太陽光発電設備を設置し、所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の5ページをご覧ください。2番の申請地は、下野町字西上条2698番の1筆、地目は田、面積が882㎡の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。
土居 敏一 推進委員	申請地は、東野小学校から南東に約 800m付近にあります。申請の事由は、太陽光発電設備を設置し、所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の6ページをご覧ください。3番の申請地は、新庄町字下末宗147番2、150番の2筆、地目はいずれも田、面積が計2,141㎡です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野武司推進委員から補足説明をお願いします。
沖野 武司 推進委員	申請地は、賀茂川中学校から南東に約 800m付近にあります。申請の事由は、太陽光発電設備を設置し、所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ，参考資料の7ページをご覧ください。4番の申請地は，新庄町字木原1757番1，地目は田，面積が1,008㎡です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野武司推進委員から補足説明をお願いします。
沖野 武司 推進委員	申請地は，新庄町の国道2号の新庄交差点から北東に約700m付近にあります。申請の事由は，太陽光発電設備を設置し，所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に5番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ，参考資料の7ページをご覧ください。5番の申請地は，新庄町字油屋1446番1，地目は田，面積が1,363㎡です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野武司推進委員から補足説明をお願いします。
沖野 武司 推進委員	申請地は，新庄町の国道2号の新庄交差点から北に約600m付近にあります。申請の事由は，太陽光発電設備を設置し，所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。

	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に6番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ，参考資料の8ページをご覧ください。6番の申請地は，西野町字門信1974番1，地目は田，面積が1,147㎡です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野武司推進委員から補足説明をお願いします。
沖野 武司 推進委員	申請地は，莊野小学校から西に約200m付近にあります。申請の事由は，太陽光発電設備を設置し，所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に7番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ，参考資料の9ページをご覧ください。7番の申請地は，西野町字門信1961番1，1962番1，1962番4，地目は2筆が田，1筆が畑，面積が計874.91㎡です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野武司推進委員から補足説明をお願いします。
沖野 武司 推進委員	申請地は，莊野小学校から南西に約300m付近にあります。申請の事由は，太陽光発電設備を設置し，所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。

	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に8番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ、参考資料の10ページをご覧ください。8番の申請地は、田万里町字白井原2298番、地目は畑、面積が680㎡です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った半田敏員推進委員から補足説明をお願いします。
半田 敏員 推進委員	申請地は、田万里町の国道2号の竜王神社前交差点から北東に約500m付近にあります。申請の事由は、太陽光発電設備を設置し、所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に9番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ、参考資料の11ページをご覧ください。9番の申請地は、竹原町字堀越3074番3、地目は畑、面積が1.64㎡です。用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。申請地は、既に自宅進入路として使用されており、申請者からこの度の無断転用に至った経緯について顛末書の提出があり、申請者は農地法を十分に理解しておらず、今後このような事態にならないよう注意することを誓約し深く反省しています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居民喜推進委員から補足説明をお願いします。
土居 民喜 推進委員	申請地は、竹原消防署から南西に約200m付近にあります。申請の事由は、自宅進入路として整備し所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、既に自宅進入路として利用されていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。

	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に 10 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ，参考資料の 12 ページをご覧ください。10 番の申請地は，竹原町字多井一ノ割 2775 番，2776 番，2777 番，地目はいずれも田，面積が計 2,180 m ² です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居民喜推進委員から補足説明をお願いします。
土居 民喜 推進委員	申請地は，竹原西保育所から西に約 200m 付近にあります。申請の事由は，太陽光発電設備を設置し，所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に 11 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ，参考資料の 12 ページをご覧ください。11 番の申請地は，竹原町字多井一ノ割 2787 番 1，地目は田，面積が 747 m ² です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第 2 種農地と判断いたします。なお，本申請については本年第 4 回総会において，議案第 15 号 7 番で農振除外について承認いただき竹原市の農業振興地域整備計画から除外した農地であります。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居民喜推進委員から補足説明をお願いします。
土居 民喜 推進委員	申請地は，竹原西保育所から西に約 200m 付近にあります。申請の事由は，太陽光発電設備を設置し，所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 12 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ, 参考資料の 13 ページをご覧ください。12 番の申請地は, 竹原町字多井一ノ割 2755 番, 2757 番, 地目はいずれも田, 面積が計 888 m ² です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で, 第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居民喜推進委員から補足説明をお願いします。
土居 民喜 推進委員	申請地は, 下野町にある国道 185 号と西ノ川が交わるところにある多井西橋から東に約 150m 付近にあります。申請の事由は, 太陽光発電設備を設置し, 賃借権を設定するために申請されたものです。現地確認時, 耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑, 意見なし」の声あり
議 長	ないようですので, 本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 13 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ, 参考資料の 13 ページをご覧ください。13 番の申請地は, 下野町字多沖郷 1352 番 1, 地目は田, 面積が 823 m ² です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で, 第 2 種農地と判断いたします。なお, 本申請については本年第 4 回総会において, 議案第 15 号 2 番で農振除外について承認いただき竹原市の農業振興地域整備計画から除外した農地であります。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山元貞夫推進委員から補足説明をお願いします。
山元 貞夫 推進委員	申請地は, 下野町にある国道 185 号と西ノ川が交わるところにある多井西橋から東に約 50m 付近にあります。申請の事由は, 太陽光発電設備を設置し, 賃借権を設定するために申請されたものです。現地確認時, 耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑, 意見なし」の声あり
議 長	ないようですので, 本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 14 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ, 参考資料の 13 ページをご覧ください。14 番の申請地は, 下野町字多沖郷 1353 番, 地目は田, 面積が 909 m ² です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で, 第 2 種農地と判断いたします。なお, 本申請については本年第 4 回総会において, 議案第 1 5 号 3 番で農振除外について承認いただき竹原市の農業振興地域整備計画から除外した農地であります。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山元貞夫推進委員から補足説明をお願いします。
山元 貞夫 推進委員	申請地は, 下野町にある国道 1 8 5 号と西ノ川が交わるところにある多井西橋から東に約 100m 付近にあります。申請の事由は, 太陽光発電設備を設置し, 賃借権を設定するために申請されたものです。現地確認時, 耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑, 意見なし」の声あり
議 長	ないようですので, 本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 15 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ, 参考資料の 13 ページをご覧ください。15 番の申請地は, 下野町字多沖郷 1355 番, 1361 番 1, 地目はいずれも田, 面積が計 4, 240 m ² です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で, 第 2 種農地と判断いたします。なお, 本申請については本年第 4 回総会において, 議案第 1 5 号 4 番で農振除外について承認いただき竹原市の農業振興地域整備計画から除外した農地であります。 また, 本申請については 3, 000 m ² 以上の転用計画となるため本会で承認していただいた場合には, 一般社団法人広島県農業会議に意見聴取を行った後に許可書を交付します。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山元貞夫推進委員から補足説明をお願いします。
山元 貞夫 推進委員	申請地は, 下野町にある国道 1 8 5 号と西ノ川が交わるところにある多井西橋から北東に約 100m 付近にあります。申請の事由は, 太陽光発電設備を設置し, 賃借権を設定するために申請されたものです。現地確認時, 耕作されていませんでした。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に16番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の6ページ、参考資料の14ページをご覧ください。16番の申請地は、下野町字野々浦1154番2、字大南山11387番28、地目はいずれも畑、面積が計388㎡です。用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山元貞夫推進委員から補足説明をお願いします。
山元 貞夫 推進委員	申請地は、下野町にある国道185号と西ノ川が交わるところにある多井西橋から南西に約50m付近にあります。申請の事由は、自己住宅を建築し、所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に17番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の7ページ、参考資料の15ページをご覧ください。17番の申請地は、吉名町字毛木迫1096番、地目は畑、面積が1,080㎡です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。なお、本申請については本年第4回総会において、議案第15号1番で農振除外について承認いただき竹原市の農業振興地域整備計画から除外した農地であります。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った吉木徹推進委員から補足説明をお願いします。
吉木 徹 推進委員	申請地は、吉名町にある国道185号の毛木踏切前交差点から北西に約550m付近にあります。申請の事由は、太陽光発電設備を設置し、所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に18番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の7ページ，参考資料の15ページをご覧ください。18番の申請地は，吉名町字毛木迫1091番，地目は畑，面積が568㎡です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った吉木徹推進委員から補足説明をお願いします。
吉木 徹 推進委員	申請地は，吉名町にある国道185号の毛木踏切前交差点から北西に約550m付近にあります。申請の事由は，太陽光発電設備を設置し，所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に日程第4，議案第41号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の8ページ，参考資料の16ページをご覧ください。申請地は，福田町字平原717番，字滔々873番の2筆，地目はいずれも畑，面積が計144㎡です。717番は用途が定められた区域にある第3種農地であり，873番は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山本茂明推進委員から補足説明をお願いします。
山本 茂明 推進委員	申請地は，717番が大乗駅から北東に約1,200m付近にあり，873番が大乗駅から北東に約1,350m付近にあります。申請の事由は，717番が40年以上前から建物が建っており，873番が30年前から耕作しておらず現在山林の状態となっており，この度地目変更登記を行うため申請されたものです。現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。 す。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に日程第5，報告第9号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の9ページ，参考資料の17～18ページをご覧ください。 令和元年8月に農業委員会に届出のあった件数，筆数，面積について報告いたします。 件数は9件，筆数は田19筆，畑67筆の計86筆 面積は29,180.6㎡の届出がありました。詳細につきましては，参考資料の届出台帳をご覧ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き，事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	①竹原市農業振興地域整備計画の更新について ②農地パトロール調査について ③農業者年金について
議 長	以上をもちまして，第9回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

令和元年 9月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 山元 禮子